

★「社会保険料控除証明書」が発行されます～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

【社会保険料控除証明書について】

平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納付された方には、令和2年2月上旬に送付されます。）

【納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！】

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

【控除の対象について】

平成31年1月1日から令和元年12月31日までに納められた保険料の全額が対象です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送付された控除証明書を添付の上、申告してください。

また、国民年金保険料を2年前納した方は、全額を納めた年に控除する方法と、各年分の保険料に相当する額を各年に控除する方法のいずれかを選択できます。

《浜田年金事務所 出張年金相談》

- ・相談日 **11月12日(火)・26日(火)**
毎月第2・4火曜日
- ・相談場所 市立市民学習センター 102 研修室
- ・相談時間 10:00 ～ 15:30

☆要予約 相談日の1カ月前から受付

※なお、定員に達した時点で受付は終了します。予約の際は、お手元に基礎年金番号の分かるものをご用意ください。

《浜田年金事務所 手話による年金相談》

- ・相談日 **11月28日(木) 毎月第4木曜日**
- ・相談場所 浜田年金事務所
- ・相談時間 13:00 ～ 16:00
- ☆要予約 11月20日(水)までに予約
- ・予約方法 電話またはFAX ※代理可
(記載事項:住所、氏名、FAX番号、相談内容、相談希望時間)



〔年金相談の予約・問い合わせ先〕浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 ☎ 0855-23-0442

※年金相談には、ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、マイナンバー(個人番号)がわかるもの、本人確認ができる身分証明書、印鑑などをご持参ください。代理の方の場合には、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)、本人の認印(請求書を提出する場合)が必要です。

※浜田年金事務所で相談される場合も、電話で予約しておくとおスムーズに相談できます。

第42回 美都町神楽競演大会

★日時：11月10日(日) 14:00～20:30 (13:00 開場)

★場所：ふれあいホールみと (美都町都茂 1692)

★出演社中

14:25～	二人芝	丸茂神楽社中
14:50～	十羅	三谷神楽社中
15:30～	神武	石見神楽 大尾谷社中
16:10～	滝夜叉姫	東山神楽団
16:50～	頼政	石見神楽 須子社中
17:35～	大江山	丸茂神楽社中
18:20～	黒塚	大都神楽団
19:05～	葛城山	今田神楽団

※出演時間は変更になる場合があります。

※入場料等詳しくは問い合わせください。

【問い合わせ先】美都町神楽競演大会実行委員会 (美濃商工会内) ☎ 52-2537

